

「グローバリズムとナショナリズムは兄弟」

—急がれる日本人の戦後のアイデンティティー漂流からの覚醒—

安田 茂

戦争に明け暮れたイギリスの歴史—その中で熟成されたコモンセンスに学びつつ

1. 近代の民主主義的な統治システム構築に貢献したイギリスの思想家三人

John Locke (1632-1704) *Two Treatises of Government* (統治二論、岩波文庫)—王権神授説の否定と認識論の最初の体系創り。人間の自然状態から社会契約説、その契約を守らせるための国家の樹立意義を論ず。**David Hume**: (1711-1776) *The Treatise of Human Nature*, *The History of England* 6th Vol. 徹性的な懐疑論者。イギリスの所謂 *Common Sense*, *Common Law*, 慣習法の理念の肯定、何が正義かと言う問いに観念的思考を排除する... ヒュームは、単なる自由貿易をコマーンスではなく、コミュニケーションとして捉えており、コミュニケーションが上手くいき、文明が発達するためには大体同じ程度の文明水準でなければならないと言っている。—貿易については単なる物の交易ではなく、それがうまくゆくためには双方に同程度の文明、文化基準が必要である。**Adam Smith** (1723-1790)、Hume の友人。あまりにも有名な「神の見えざる手」が差配する需要供給理論。

2. 国王と議会、憲法典の生成、の過程、(11 世紀以降王様は殆ど大陸系)

AD132: ローマ帝国最盛時、帝国の最北端の守りとしてハドリアンウォール建設、-4 世紀になると帝国の衰退とともに廃墟へ。現在の幹線道路で M1~4 の様に一桁の道路はローマの支配時代に整備された。 **1066**: ノルマン・コンクエスト—フランス王国の諸侯であったノルマンディー公ギョーム 2 世がイングランドを征服ウイリアム 1 世として即位。 **1215**: マグナカルタ: 当時の議会がジョン王の徴税権等を制限した **1339-1453**: フランスとの百年戦争—封建領主の没落と王権の強化、絶対君主体制強化へ。 **1491-1547**: ヘンリー 8 世、カトリックと絶縁、英国国教確立。(Church of England) それまで国土の 40% がローマ法王に抑えられていたのを取り戻し、その多くを王室の財産とした。(イングランドの土地の 1/5 が王室へ) 1547 年ヘンリー 8 世の死後、**エドワード 6 世** (15 歳で死去) **ジェーン・グレイ** (9 日で廃位) **1553 年**にメアリー・戴冠 (カトリック、スペインのフェリペ 2 世と結婚) プロテスタントを強圧したのでブラディーマリーの異名で有名。 **1559**: **エリザベス 1 世即位**。25 歳。英国国教へ復帰。スペインの無敵艦隊に勝利—栄光への道を開く。1603 年、69 歳で死亡。(チューダー朝断絶) **1603**: **ジェームズ 1 世** (スチュアート朝) —スコットランド王だったので英国慣習法を無視—議会と対立、1625 年死去。 **1625**: **チャールズ 1 世即位**, 前王に増して議会との対立激化、フランス、スペインと戦争、敗北により財政悪化。国王大権で議会を無視し強制公債等を目論んだ為、1628 年に議会再開、**権利の請願 (Petition of rights)** を提出。内容はマグナカルタの改訂版。国王は議会を解散。対立致命的になり、**1649 に処刑**。。 **1653**: **クロムウェル護国卿就任—ピューリタン革命**。共和制へ。劇場閉鎖等、暗黒の庶民生活始まる。しかし短命に終わり、**1660**: **王政復古, チャールズ 2 世即位**。 **1688~89**: **名誉革命: Glorious Revolution**) は、スチュアート朝のイングランドで起こった**クーデター**。イングランド王ジェームズ 2 世が王位から追放され、娘メアリー 2 世とその夫でオランダ総督(ウィレム 3 世)が、**イングランド王位に即位した**。—この時発布された「**権利の章典**」によりイングランド国教会の国教化が確定し、国王の権限を制限し、イギリスにおける議会政治の基礎が築かれた。

3. 現在の議会制度とエリザベス 2 世について

イギリス議会の機関: 下院(House of Commons) と上院(House of Lords)、可決された法案を儀礼的に承認するイギリス国王(The Crown)の 3 機関からなる。**イギリスの主権**は両院と王位によって構成される議会(Parliament)にある。議会の長は儀礼上イギリス国王である…**国王 (The Crown)**: 国家元首 (Head of the Sovereign) であるが「国王は君臨すれども統治せず」(The sovereign reigns but does not rule.) の慣習法憲法の規定に従って政治問題については中立の立場を保っている。 **1911**: **イギリス議会法**—慣習となっていた庶民院(House of Commons)の貴族院に対する優越が法律に制定された。:「連続 2 会期庶民院で可決された法案は貴族院が否決・修

正しても庶民院案のまま法律となる。首相は貴族院からは選ばれない。Brexitに関する女王のコメント：最近ある婦人会の100周年記念に出席された時BBCの王室担当委員が明らかにBrexitに関するコメントだと注釈した女王発言があります。それは「もちろん、世代が代わるごとに誰もが新しい困難と機会に直面します。」「現代らしい新しい答えを見つけるにも、私としてはすでに有効だと分かっている解決方法を好みます。たとえば互いを攻撃せず、異なる視点を尊重すること。一緒に共通点を見つけようとすること。そして全体像を見失わないことです。」

世界の主要原典に観る統治と契約のカタチ

——部族の安全と生存保証の為「国家」を形成した人類の求めたものに観る共通性——

1. 1215:マグナカルタ:**No free man shall be seized or imprisoned, or stripped of his rights or possessions, or outlawed, or exiled, or deprived of his standings in other way, nor will we proceed with force against him, or send others to do so, except by the lawful judgement of his equals or by the laws of the land. To no one will we sell, to no one deny or delay right or justice.**

2. 1648. 10:ウエストファリア条約、第2条, 恩赦—日本文参照

3. 1776. 7. 4: **アメリカ独立宣言** (ヒュームに影響を受けたジェファースンの起草による)

: Preamble to the Declaration of Independence: **We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness.**

4. 1778: **アメリカ合衆国憲法の前文**: Preamble We, the people of the United States in order to form a more perfect union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defense, promote the general welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish This Constitution for the United States of America.

5. 1789. 7: **フランス革命**: ジャコバン党がいつも市公会堂の左翼で「**liberte!, Egalite! Fraternite!**」と叫んでいた。(1792. ジェファースンに協力し、アメリカの独立戦争を助けたルイ16世処刑、後、過酷な政治で1794, ロベスピエール処刑)

5. 1928. 8、(日本も批准,) **Kellogg -Briand Treaty: (The Treaty for the Renunciation of War)**
Article 1: The High Contracting Parties solemnly declare in the name of their respective Peoples that **they condemn recourse to war for the solution of international controversies and renounce it as an instrument of national policy in their relations with one another.**
Article 2: The High Contracting Parties agree that **the settlement or solution of all dispute or conflicts** of whatever nature or of whatever origin they may be, which may arise among them, **shall never be sought except by pacific means.** (この条約の成立の過程で「戦争」についての国際法の新しい解釈が成立した。それまで人類の歴史で「戦争」は国家間の利害の対立を解決する手段として合法であるとされて来たが、この条約成立の過程で新しく「自衛戦争」は合法であるが、「侵略戦争」は違法であるという法概念が登場した。しかしこれには重大な欠陥が見逃されていた。それはその両者を分ける定義について、法理論的に議論はできても、歴史の現実を照らしてどうしても明確に分類することは不可能であったからである。現実にはこの後10年ちょっとでまた悲惨な第二次大戦へと突入していったわけである。)

6. **ドイツ連邦共和国基本法の前文**: 「ドイツ国民は神及び人間の前での責任を自覚し、統合されたヨーロッパの対等の構成員として世界の平和に奉仕する意思に鼓舞されて、その憲法制定権力に基づき、この基本法を制定した。ドイツ連邦、16のラント(名前を列挙)のドイツ人は自由な自己決定においてドイツの統一と自由を完成させた。これによりこの基本法は全ドイツ国民に適用されることになる。」(全文, 施行:1949. 5、主権回復:1955、パリ平和条約)

7. 日本国憲法前文の一部：「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとするに努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。我らは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(施行、1947. 5、主権回復：1952、サンフランシスコ平和条約)

7. 日本国憲法第12条、自由・権利の保持の責任とその乱用の禁止—「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない。また国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負ふ。」<外国人居住者が日本においてこの自由と権利を声高に主張して自分たちの主張を正しいとする事件が多発している。国民のアイデンティティーが希薄であるとは何が正義かも判断できなくなり、結果的に自由も権利も奪われ、ひいては自分たちが属する国家の主権も内側から侵害されることになる。これを「浸透」のリスクと言う。>

日本人の行動様式の「曖昧性・柔軟性・現実肯定」にヒューム哲学を観る

日本とイギリスはともに島国でありながら、その実外敵からの侵攻の歴史では両国は全く違った様相を示している。日本は東シナ海・西太平洋の荒海に守られて、有史以来、外敵の侵略や破壊は免れてきた。第二次大戦の敗戦は日本にとってはそれこそ青天の霹靂の悲劇であったが、維新後、西欧の植民地主義の餌食になってたまるかと国を挙げて突き進んだ結果がああ歴史にdestinyとも言えるような結果に繋がっている。今となっては相手がアメリカで良かったとせめて思うようにしているが、お陰で戦後も万世一系の天皇を恙なく戴いて、まさにこの5月から『令和』の新しい御代を迎えることができる。(この考え方がすでにヒューム哲学流と言えり。) 一方イギリスが最初に概観した如く古代はローマから国土の3/4を侵略され、その後も大陸から常に浸透され、中世にはノルマン王朝に征服されて王位はその後ほとんど大陸系の王族によって統治されてきたと言う歴史を持つ。同時期、スコットランドは常に北欧諸国からのバイキングの侵入を受け混血で「スコッティッシュの赤毛」は今のイギリス人の先祖となった。東シナ海と比べてドーバー海峡は泳いで渡る競技があるぐらい狭かったのがこの歴史の差を生んだ地政学的な要件であったと言える。にもかかわらず日本人とイギリス人に何やら共通した性格や行動様式を持っていると言う考えは、イギリスに長く生活した者の体験談として感じる。その背景として考えられるのは日本列島は外敵からの侵攻は少なかったとは言え、まず南北に3千kmを超え、真ん中を背骨の様に貫く山脈を持つ厳しく多様な地理的気象的条件、それに4つのプレートの上に列島が載っているため全国的に定期的な地殻変動により歴史上たびたび大地震の災害に見舞われ、その多くが津波を伴い災害を大きくするという苦難と戦ってきた歴史があり、苦難の種類こそ違うものの、ともに島国であるという共通性が苦難に対処する過程でよく似た性格を紡いできたのではないかと推論するものである。日本民族の性格は、瑞穂の国に八百万の神と神道と武士道精神を背骨とし、繊細さと大らかさを併せ持っているが、イギリスも中世においては騎士道が盛んであった。ロンドンに首都が移る前はウインチェスターが首都であったが、そこはアーサー王伝説の活躍した土地であり有名な12人の円卓の騎士が座ったという大きな丸テーブルが駅前の古い教会の壁面を飾っていた。私の友人を訪ねた時案内してくれたのであるが、「多分偽物でしょう。」と片眼をつむってにやりと笑っていた。

いずれにしても日本は戦後マッカーサーにより、まだサンフランシスコ平和条約調印で主権を回復する5年も前の1947年に、立派な平和憲法を(押し戴き頂戴し)制定し、配給された自由と権利を、それに伴う責任と義務を忘れて、享受して国民は舞い上がり、日米安保、地位協定を読めば、八百長の様な「独立」と「主権」回復を受けて、誰もこれを疑わず皆一人前の様な顔をして国会議員達は立ち振る舞いも鼻高々と一流国と胸を張っている昨今の風景は、まぎれもなく現在の日本のハッピーな姿であるのだろう。誠に危なっかしいものであるが、こここのところはもしヒュームに尋ねたら彼の懐疑論ではもっともらしいあるべき論も理解しつつ、以下のように言うで

しょう。「これが今の日本ができる精いっぱいの実現。しかし難しい国際情勢の中で良くやっているじゃないか。取敢えずこのままで行くのが正解であろう。WGIPの占領政策による魂の敗北によって日本の敗戦はまだ続いている。しかし焦ることはない。取敢えず今の日本人に必要なことは、アイデンティティーを確り回復し、日本人の立ち位置から何事も正邪を判断する力を付けることじゃ。急がず焦らずにしかし着実にやりなさい。」と答えるのではないか。まず現実肯定である。そして「米国は日露戦争の終戦に日本に手を差し伸べたその翌年 1906 年から、日本の潜在的脅威を認識し、いずれは日本と戦わなくてはならないと予測し、かの「対日オレンジ計画」をスタートさせたような長期戦略を持つ恐ろしい相手じゃ。イギリスも米国の独立戦争の時ジェファソンにフランスのルイ 16 世と組んでうまくやられたが、敵ながらあっぱれな戦略じゃった。そのような国を相手に談判しようと思えばまず日本もそれなりの勉強と長期戦略を持ってやる覚悟がなければ駄目じゃよ」と続けるだろう。

かくして私は本日、友人の多いイギリスと日本を比較して何ともちよつと見は大らかでいい加減なところは似ているが一つ大きく違う処は母国の歴史に対する大いなる誇りではないかと思う。日本も輝かしき歴史は持っているが、戦後政策によって静かにお蔵入りさせられた。一日も早く日本の正しい歴史が教育に再度取り入れられることを願っているものです。 以上

補足 1. ——日本が直面している国際情勢リスクについて

1. 朝鮮半島の今後のリスク—ベトナム戦争は歴史の教訓：—南北ベトナムは 1973 年 1 月、戦争終結の為 [パリ協定] に調印し 2 か月後の同年 3 月に米軍は南ベトナムから撤退した。その 2 年後、北は南へ侵攻開始し 1975 年 4 月、サイゴンは陥落、南ベトナムは北に降伏した。加えて現在の左翼、文政権のリスクもある。（「朝鮮半島のリスクについて」下記に別表参照）
2. 日米安保条約の継続性のリスク—1989 年発表の「米国・ペンタゴンレポート 2025」によると当時すでに「2015 年に韓国より米軍撤退、そして 2025 年には日本より米軍撤退」と計画されていた。米国のモンロー主義は常に顕在化するリスクがあることを日本は覚悟しておかなければならない。さらに同レポートにはその後の日本の生存のチョイスは 1. 日米安保の強化、2. 同盟が解消すれば核武装を急ぐ、3. 平和主義を続けて中国の軍門に下る。の 3 つの選択しかないであろうとしている。
安保条約第十条に「この条約は 10 年間効力を持つがそれ以降はいずれの契約国も、他方の契約国に対し、この条約を終了させる意思を通告することができ、その場合にはこの条約はその通告の日から一年で終了する。」となっている。（改定後の同条約の発効日：1960 年 6 月 23 日）
3. 習近平中国のリスク—最後であるがこれが最大のリスクである。そして日本人が有史以来一番厄介な相手として歴史上何度も対峙してきた相手である。しかし現在の中国は、共産党存続の基本戦略の一つに日本を悪者にした「反日」を置いており国内外に先の戦争に絡めて日本の残虐さを喧伝し貶めるプロパガンダを続けて既に 30 年近く経っており、中国の若年層には、日本に核を落として、皆殺しにしろ、残ったものは奴隷の如くこき使えと言うような過激な発言をするまで有りもしなかった残虐性のプロパガンダが浸透しているとの事である。（「私はなぜ「中国」を捨てたのか」石平、WAC 社）。今の日本人は私に言わせれば中国共産党の本当の恐ろしさを知らなさすぎると思う。そこで以下に最近制定された中国国内法を参照し、実情をご理解いただきたいと思う。
独裁国家中国の面目躍如な国内法に観るリスク：
○「国防動員法」2010 年制定：1) 中国国内で有事が発生した場合全人代、常務委員会野決定の下、動員令が発動される。2) 国防義務は男子(18~60 歳)、女子(18~50 歳)より。3) 中央軍事委員会が動員工作を指導。4) 個人や組織が持つ物資や生産設備は必要に応じて徴用

される。5)有事の際には交通、金融、マスコミ、医療機関は必要に応じて政府、軍の管理下に入る。外資系企業もその対象となる。6)これを拒否するものは罰金、あるいは相当の刑事責任、或いはその双方を負うものとする。

○国家情報法(情報セキュリティ法、2017年制定：国家の安全強化の為ならば国内外に於いて

情報工作活動」(スパイ活動)を奨励、合法化している。第7条:如何なる組織及び個人も

国

家の情報活動に協力する義務を有する。(これではHuaweiの会長が如何に中国政府と関係ないと言っても端から通用しないことが解る。)

◎中国の対米 21 文字方針 (2018 年の中国共産党大会で決定され昨年末に公表されたもの)：

これは中国の当面の対米戦略・方針を簡明に表現しているものであり非常に重要である。「不対抗、不打冷戦、按走伐開放、国家核心利益不退讓」(「米国には対抗せず。冷戦を戦わず、歩みに即して開放し、核心的利益は譲らない。」)これは強硬姿勢を見せる米国に困り切った中国が今後の対米交渉について習近平共産党としてどこまで譲れるかについての基本方針を示したもので、これから推察すれば両国は今後共四つに組んでお互い容易に譲れない難しい交渉が続くことが予測される。

補足 2： 朝鮮半島リスクについて—近代史の歴史の流れの確認

1885： 天津条約：朝鮮国内で親清国派と日本側に立った独立派(金玉均)との紛争、甲申政変の収束の為の日清間の条約が調印された。(日本-伊藤博文、清国-李鴻章)。これにより朝鮮半島から両国とも兵を引き上げ、派兵する時は事前通告を要すると取り決めた。

1894：7・25:李氏朝鮮で農民による東学党の乱勃発。朝鮮は鎮圧のため清国に援軍を要請。これを受けて日本も公館員保護と天津条約を理由に派兵。内乱終結後も両国軍は兵を留めたため、戦争に突入。(日清戦争)

1895/3： 8カ月で日本勝利。(犠牲者；日本軍、24万人。清国軍、64万人)日本軍は戦死より戦病死が多かった。下関条約: 1. 第一条で朝鮮の独立を認める。 2. 遼東半島を日本へ割譲。 3. 台湾統治を日本へ4. 澎湖諸島を日本へ。 5. 賠償金、2億両 (3億一千万円—当時の日本の国家予算の2.5年分に相当。)

1905：日露戦争、日本勝利、ポーツマス条約 日本が獲得した利権の内容：1. 朝鮮に対する保護権、2. 遼東半島南部(旅順、大連)租借権。3. 南満州の鉄道の利権、4. 南樺太(北緯50度以南)割譲、5. 沿海州カムチャッカ半島沿岸の漁業権譲渡、(この条約は1917年ロシア革命で新生ソ連が一方的に破棄。)

1925： 日ソ基本条約調印で日本はソ連を承認。ソ連もポーツマス条約の法的効力を復活させた。

1910： 朝鮮半島、日本統治開始

1911：辛亥革命、清朝滅ぶ。

1943/11:連合国、カイロ宣言「大戦終結後、朝鮮半島を自由独立の国にするべき」(米英中：)

1945/2：ヤルタ会談(米英中ソ)秘密協定。「朝鮮半島信託統治」合意

1945/8/8:ソ連対日参戦満州国に侵攻、8・13:朝鮮半島北部に上陸。トルーマン大統領はこれを放置すればヤルタ会談での「半島信託統治」の合意がぶち壊しになるとして、ソ連に朝鮮半島を38度線で南北分割統治の折衷案を提案、ソ連がこれを受諾し、侵攻に歯止めをかけた。

1945/8/15: 日本ポツダム宣言受諾、(朝鮮半島は38度線で分断され北はソ連、南は米国の実質統治へ)

1948/9/25: 大韓民国建国(李承晩)

1949/9/9: 朝鮮民主主義人民共和国建国(金日成)

1949/10/1:中華人民共和国建国(毛沢東)

1950/6: 北朝鮮が38度線を越えて韓国に侵攻開始(朝鮮戦争勃発)。一時韓国全土が席卷されたが米国提案で国連軍が参戦して盛り返し北の領土深く侵攻した所で中国共産党義勇軍が参戦、ソ連からの武器供給を受けて押し戻す。

1953 : 38度線で対峙。米国からの休戦提案をソ連が受け、休戦協定成立し、調印から3か月以内にすべてのカ国の軍隊は半島から撤退とした。しかし米国は韓国と米韓軍事同盟を調印し米軍は居残っ

た。

1961/5/16: 韓国、軍事クデター、朴大統領の反共政府スタート

1961/7/11: 対して北朝鮮、中国と「中朝友好（協力相互援助）契約」調印。（周恩来—金日成）。これは反共韓国に対応する「中朝軍事同盟」で20年ごとに自動更新することになっており、2001年に更新され現在に至っている。